書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０１１号
東京都目黒区八雲３丁目２３番２０号
清算株式会社　世田谷商事株式会社
代表清算人　櫻井　歩身
１　決定年月日　令和８年４月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和8年（ヒ）第3011号
大阪市中央区南船場１丁目１６番１０号
清算株式会社　株式会社クローバー
代表清算人　　高林　更次
１　決定年月日　令和8年4月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第２号
北海道小樽市銭函５丁目５３番地４
清算株式会社　株式会社江別商事
代表清算人　石井淳治
１　決定年月日　令和８年４月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（ヒ）第３００１号
群馬県渋川市金井７２６番地１
清算株式会社　株式会社ニュー東京
代表清算人　任柾勲
１　決定年月日　令和８年４月１４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第6号
熊本市東区佐土原三丁目１１番９５号
清算株式会社　ビッグロード株式会社
１　決定年月日　令和8年4月10日
２　主　　文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００５号
福岡市城南区別府一丁目19番40－1102号第33プリンスマンション城南
清算株式会社　Ｇ企画株式会社
代表清算人　　渡邉信一郎
１　決定年月日　令和８年４月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
福岡地方裁判所第４民事部